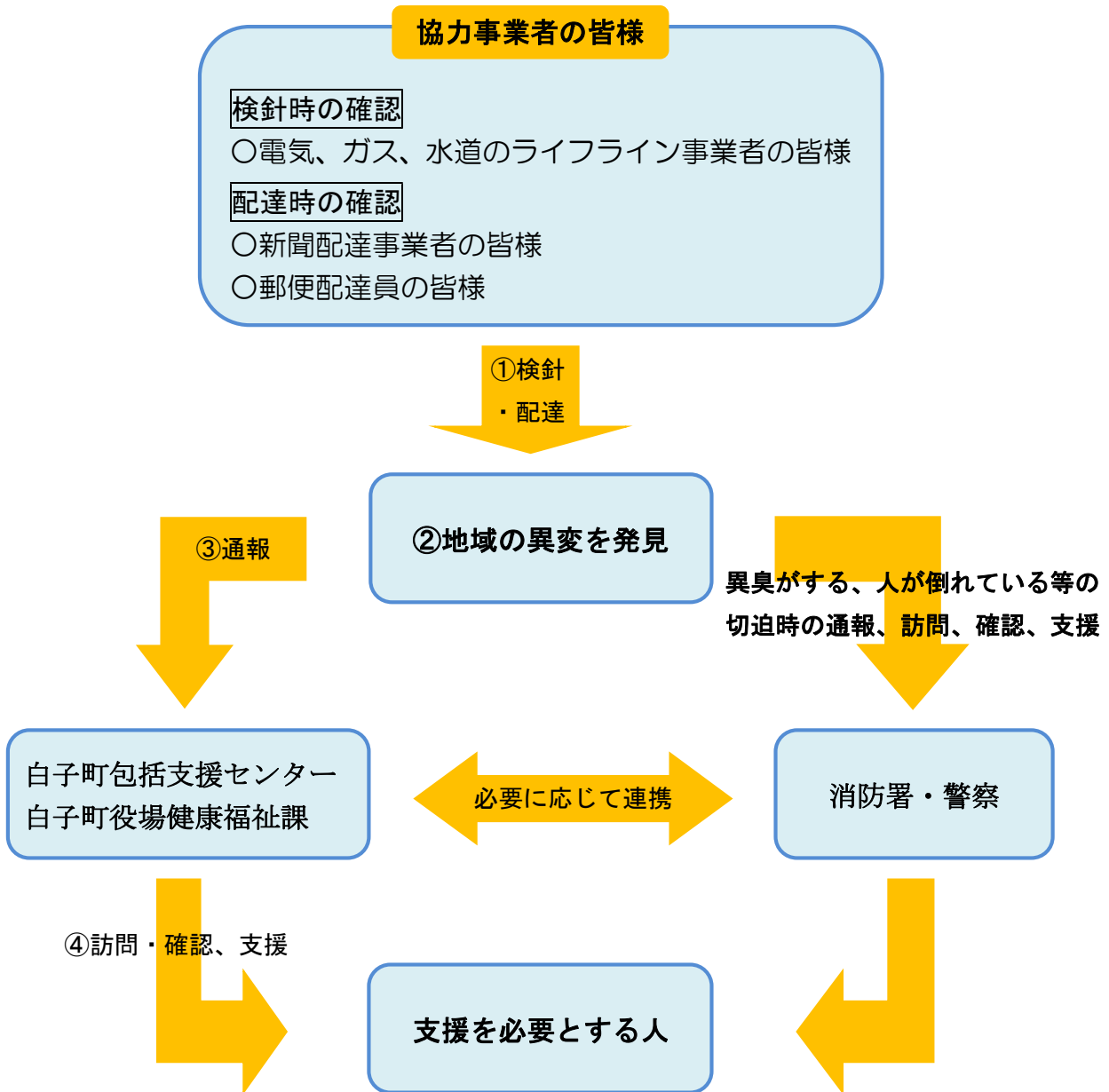


## 異常発見から安否確認までの流れ



①～③ 協力事業者の「検針員・配達員」の方が、日常業務の中で「地域の異変」を発見した時は、白子町地域包括支援センター又は白子町役場健康福祉課（切迫時は消防署・警察）に通報していただきます。

④ 通報を受けた地域包括支援センター又は健康福祉課は、職員が現地訪問し安否を確認のうえ必要に応じて支援を行います。